

# 平成24年第2回定例会 教育警察常任委員会

## I 議案補充説明

ページ

議案第68号「三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理者の指定について」

議案第69号「三重県立熊野少年自然の家の指定管理者の指定について」

..... 1

## II 所管事項説明

1 「県立高等学校活性化計画（仮称）」（中間案）について..... 7

2 「みえの学力向上県民運動」について..... 10

3 「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」（案）について..... 15

4 平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催について..... 16

5 審議会等の審議状況について..... 19

### 《別添資料》

- ・別添資料1 提案内容及び審査の概要（指定管理候補者選定資料）
- ・別添資料2 「県立高等学校活性化計画（仮称）」（中間案）
- ・別添資料3 「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」（案）

平成24年12月10日

教育委員会

# I 議案補充説明

## 1 議案

議案第68号「三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理者の指定について」  
議案第69号「三重県立熊野少年自然の家の指定管理者の指定について」

## 2 指定管理者の指定

教育委員会が所管している公の施設「三重県立鈴鹿青少年センター」、「三重県立熊野少年自然の家」について、平成25年4月1日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県立鈴鹿青少年センター条例（昭和60年三重県条例第5号）第6条第2項、三重県立熊野少年自然の家条例（昭和51年三重県条例第60号）第6条第2項に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

## 3 対象施設と指定管理候補者の名称等

施設の名称・設置場所	指定管理候補者の名称・所在地等
三重県立鈴鹿青少年センター 鈴鹿市住吉町南谷口	公益財団法人 三重県体育協会 会長 岩名 秀樹 鈴鹿市御菌町1669番地
三重県立熊野少年自然の家 熊野市金山町1577	有限会社 熊野市観光公社 代表取締役 奥田 博典 熊野市井戸町653番地12

## 4 指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで（5年間）

## 5 指定管理候補者の審査選定の経過

### （1）指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を平成24年7月13日から同年9月7日まで行った結果、次のとおり応募申請がありました。

- ① 三重県立鈴鹿青少年センター  
・公益財団法人 三重県体育協会（鈴鹿市御菌町1669番地）
- ② 三重県立熊野少年自然の家  
・有限会社 熊野市観光公社（熊野市井戸町653番地12）

### （2）指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による三重県教育委員会指定管理者選定委員会を設置し、経費だけでなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

ア 選定委員会委員（敬称略）

委員長 時安 和行（至学館大学 学科長・准教授）  
委員長代理 前川 準一（公認会計士）  
委員 長谷部 拓哉（三重弁護士会推薦弁護士）  
委員 瀬古 久美子（三重県小中学校長会副会長）  
委員 小石川 巧史（日本ボーイスカウト三重連盟理事）  
委員 鈴木 早苗（公募により選出）

イ 審査の経過

平成24年6月28日 第1回選定委員会開催（審査基準等の策定）  
平成24年8月22日 第2回選定委員会開催  
（申請状況等報告、施設視察）  
平成24年10月12日 第3回選定委員会開催  
（ヒアリング審査及び総合審査）

ウ 提案内容及び審査の概要

申請団体が提案した主要内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙「提案内容及び審査の概要」のとおりです。

エ 審査結果（評価点数）

（ア）三重県立鈴鹿青少年センター

公益財団法人 三重県体育協会（評価点 2,074点／3,000点）

（イ）三重県立熊野少年自然の家

有限会社 熊野市観光公社（評価点 2,028点／3,000点）

（3）指定管理候補者の選定及び選定理由

選定委員会の意見を踏まえ、次の団体を指定管理候補者として選定しました。

① 三重県立鈴鹿青少年センター

ア 所在地 鈴鹿市御菌町1669番地  
イ 名称 公益財団法人 三重県体育協会  
ウ 代表者 会長 岩名 秀樹  
エ 選定した理由

長年の経験を生かし詳細な危機管理マニュアルを作成し、リスクマネジメントがされる等、これまでの実績で培った効果的、効率的な管理運営を行うとともに、鈴鹿市の特性を生かした自然体験、農業体験、漁業体験、伝統産業体験等の体験学習の機会を利用者に提供する計画は評価できます。

県立青少年教育施設として青少年健全育成を図るため、地域外の多様な主体と連携しながら、利用者の必要な支援に柔軟に応じる体制づくりを行い、さらなるコスト削減の意識を高める必要があるものの、安全で安心した施設管理運営が期待できることから、指定管理者にふさわしいと判断しました。

②三重県立熊野少年自然の家

ア 所在地 熊野市井戸町653番地12

イ 名称 有限会社 熊野市観光公社

ウ 代表者 代表取締役 奥田 博典

エ 選定した理由

地域の関係団体と緊密な連携が可能であり、地域の特性を生かした多様な体験プログラム、主催事業の実施が期待できます。また、利用者の立場に立った安心・安全な施設運営に、職員が進んで取り組む姿勢が示されるなど、利用者サービスの向上に対する意欲もあると認められます。

県立青少年教育施設としては、熊野地域以外の多様な主体と連携した、より広域的な体験学習の機会拡充を図るために、更なる工夫が必要です。しかし、高い独自目標を設定し、利用者拡大に取り組もうとしていることや、安定した組織基盤を持つことから、指定管理者にふさわしいと判断しました。

6 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、次のような効果を見込んでいます。

(1) 三重県立鈴鹿青少年センター

①県民サービスの向上

- ・ 伝統産業体験や漁業体験等、地域の特性を活かした体験活動プログラムを通じて、様々な体験学習をすることができます。
- ・ 施設・設備の日常点検による施設管理や、リスクマネジメントがされることにより、安全・安心に施設を利用することができます。
- ・ 4月から8月までの無休営業することに加え、学校利用に対する引率者等の減免及びや季節料金の設定により、安価な料金で利用することができます。

②経費の状況

(単位:千円)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	平均額	差額
21年度～24年度の指定管理料提案額の平均	325,575					(A) 65,813	C-A ▲698
25年度～29年度債務負担行為額						(B) 65,115	
25年度～29年度指定管理候補者提案額	65,537	64,842	64,817	65,562	64,817	(C) 65,115	C-B 0
	合計 325,575						

## (2) 三重県立熊野少年自然の家

### ①県民サービスの向上

- ・ 職員の接遇に対する利用者満足度 100%を目指しており、利用者の視点に立った施設づくりが期待できます。
- ・ 食事については、地産地消の推進、アレルギーへの対応など、利用者のニーズに応じたきめ細かなサービスの提供が期待できます。
- ・ 地域の豊かな自然を活かした多様な体験プログラム、主催事業の提供が期待できます。

### ②経費の状況

(単位:千円)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	平均額	差額
22年度～24年度の指定管理料提案額の平均						(A)	C-A
						43,128	
25年度～29年度債務負担行為額	206,178					(B)	▲1,892
						41,236	
25年度～29年度指定管理候補者提案額	41,210	41,374	41,110	41,155	41,329	(C)	C-B 0
	合計 206,178					41,236	

## 7 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を得た後、教育委員会と指定管理者との間で、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書で定める主な項目は次のとおりです。

### (1) 県施策への配慮

県が推進する、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、自然災害防災対策、地域安全対策等の施策に配慮した管理業務を行うよう、指定管理者に求めます。

### (2) 情報の公開

「三重県情報公開条例」の趣旨にのっとり、管理業務にかかる情報の公開に関する規程を整備し、管理業務を開始する日から情報の公開を実施するよう、指定管理者に求めます。

### (3) 個人情報の保護

管理業務を実施するにあたり、個人の権利利益を侵害することなく、個人情報を適切に取り扱うよう、指定管理者に求めます。

### (4) 第三者による実施

指定管理者が管理業務の一部を第三者に実施させる場合の責任の所在、費用負担について予め定めます。

(5) 施設利用者の意見等の反映

施設で提供するサービス向上の観点から、アンケート等により施設利用者の意見等を把握し、その後の管理運営業務へ反映するよう、指定管理者に求めます。

(6) リスク分担

管理運営業務に支障を生じさせるおそれのある事項についての分担を予め定めます。設置基準の変更等の法改正等に伴い管理施設の整備が必要となった場合や、地震等により大規模な施設修繕が発生した場合等については、教育委員会がリスクを負担するものとし、指定管理者の責めに帰すべき事由により施設等が破損した場合は指定管理者が負担するものとします。

(7) 業務計画書の提出等

指定管理者から毎事業年度に提出される業務計画書については、事業概要、組織体制及び人員配置計画、収支計画等の記載を求めます。

(8) 業務報告書の提出等

月毎に利用者数、利用料金の実績額、実施事業の状況等をまとめ、また、四半期毎には、利用者の満足度、利用者からの意見や苦情及びその対応等をまとめ、教育委員会に報告するよう、指定管理者に求めます。

なお、教育委員会は、指定管理者に対し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行います。

(9) 事業報告書の提出等

指定管理者は、年度毎に管理業務の実施状況及び利用状況、利用料金の収入実績、管理業務に関する経費の収支状況、成果目標及びその実績、管理業務に関する自己評価等をまとめ、教育委員会に報告するよう、指定管理者に求めます。

(10) 実施状況の調査、指示等

管理業務の実施状況等の確認と評価を行うため、教育委員会は、随時、施設に立ち入ることができるものとします。

また、この確認と評価の結果、サービスや施設の維持管理などが一定の基準を満たしていない場合には、指定管理者に対し必要な指示又は改善勧告を行うこととします。

## 8 今後の予定

指定管理者の指定の議決を得た後は、次のとおり手続きを進めます。

平成24年12月	指定管理者の指定
平成25年1月～3月	基本協定書の締結
平成25年4月	指定管理者による施設管理の開始



## II 所管事項説明

### 1 「県立高等学校活性化計画（仮称）」（中間案）について

「県立高等学校再編活性化計画（平成14～23年度）」が平成23年度末で終期を迎えたことから、平成24年度以降の県立高等学校の活性化を示す新たな計画である「県立高等学校活性化計画（仮称）」について、平成24年度末の策定に向けて検討を進めています。

#### 1 はじめに（P1～P2）

##### （1）県立高等学校再編活性化計画の経緯（P1）

県教育委員会は、「県立高等学校再編活性化計画（平成14～23年度）」に基づき、県立高等学校の適正規模（原則として1学年3～8学級）・適正配置を推進するとともに、各地域に「協議会」を設置し、活性化方策等の検討を行ってきました。

##### （2）県立高等学校活性化計画（P1～P2）

新たな計画は、各県立高等学校が今後さらに活性化していくための計画として、名称を「県立高等学校活性化計画（仮称）」とします。なお、県立高等学校の適正規模・適正配置を推進することも、活性化のための重要な手段ととらえます。

県立高等学校がこれからも生徒たちにとって希望や高い志をもって生き生きと学ぶことができる場であるとともに、地域からも信頼される存在であり続けられるよう、新たな計画を策定します。

##### （3）計画期間（P2）

新たな計画は、従前の計画の「基本計画」と「実施計画」の両方の性格をあわせ持ち、およそ10年先を見据えた5年間（平成24～28年度）の計画として策定します。

#### 2 県立高等学校の現状と課題（P2～P4）

高校教育に対するニーズは多様化しており、これに応える教育の実現が求められています。

##### （1）学力等の育成（P2～P3）

##### （2）社会の変化に対応した人材の育成（P3）

##### （3）多様なニーズへの対応（P3）

##### （4）中学校卒業生数の変化への対応（P3～P4）

#### 3 県立高等学校活性化の基本的な考え方（P4～P6）

「教育の質の保証」「自立し他と共に生きる人材の育成」「多様なニーズに応える教育」「適正規模・適正配置の推進による活性化」を柱に、取組を進めます。



#### 4 活性化のための取組（P 6～P 14）

「3 県立高等学校活性化の基本的な考え方」を踏まえ、活性化を具体的に進めるにあたっては、現状を検証し、見直し等を行いながら、次の取組を進めます。

- (1) 各学科の充実（P 6～P 7）
- (2) 理数教育・英語教育の充実（P 7）
- (3) キャリア教育・職業教育の充実（P 7～P 8）
- (4) 定時制課程・通信制課程の充実（P 8～P 10）
- (5) 特別支援教育の推進（P 10～P 11）
- (6) 外国人生徒教育の充実（P 11）
- (7) 諸制度に関する今後の方向性
  - ①中高一貫教育（P 12）
  - ②単位制（P 12～P 13）
  - ③入学者選抜制度（P 13）
- (8) 教員の資質の向上（P 13）
- (9) 学校マネジメントの充実と開かれた学校づくり（P 13～P 14）

#### 5 各学科の教育内容の充実による活性化（P 14～P 22）

県立高等学校が、今後も社会の変化に的確に対応し、生徒の実態や多様なニーズを踏まえた学びを提供して自己実現・進路実現を図ることができるよう、各学科の教育内容の充実に取り組みます。

- (1) 普通科・普通科系専門学科（P 15～P 16）
- (2) 職業系専門学科（農業・工業・商業・水産・家庭・看護・情報・福祉）  
(P 16～P 22)
- (3) 総合学科（P 22）

#### 6 県立高等学校の適正規模・適正配置（P 22～P 24）

- (1) 全日制高等学校の適正規模（2）大規模校の適正化（3）小規模校の適正化  
(P 22～P 23)

全日制高等学校の適正規模は、従前の計画の考え方を踏襲し、各学校の設置の目的、学科・コースの設置状況、求められる学習ニーズや教育内容に応じた規模としていくことを基本としたうえで、原則として1学年3学級以上8学級以下とします。また、県全体の県立高等学校1校あたりの1学年学級数の平均値が6を大きく下回ったり、上回ったりしないこととします。これに基づき、大規模校や小規模校の適正化を引き続き進めます。

- (4) 適正配置（P 23～P 24）

地域における高校教育に関するさまざまなニーズ等を踏まえ、望ましい課程・学科・コース・類型や、教育内容を持つ県立高等学校を適切に配置することを基本とします。

## 7 各地域の県立高等学校活性化の取組（P 24～P 30）

県内の7つの地域ごとに、県立高等学校活性化に向けた取組について、経緯、現状と課題、今後のあり方を示します。

適正規模・適正配置の推進についてその内容を示すべき学校、特色化・魅力化が特に図られつつありその進め方の例を示すべき学校、及び今後の活性化の方向性を明示すべき学校については、学校名を記して活性化の方策を表します。

### <地域協議会を設置している地域の主な内容について>

#### ○伊勢志摩地域（P 28～P 29）

南伊勢高等学校（南勢校舎・度会校舎）については、今後の中学生の進路希望状況等を見きわめながら、南勢校舎・度会校舎をそれぞれ別の学校の分校とする方向で検討を進めます。また、今後の伊勢志摩地域の高等学校に関して、地域全体のあり方の視点、専門学科のあり方の視点、鳥羽・志摩・度会地域の学校のあり方の視点から、長期的な視野に立ち、継続して検討します。

#### ○伊賀地域（P 29～P 30）

学習内容や進路状況等に共通点が多い名張桔梗丘高等学校と名張西高等学校は、平成28年度を目途に1校に統合し、それぞれの特色を併せもち、生徒・保護者にとって魅力ある、活力ある学校づくりを行います。

さらに、長期的な視野に立ち、今後の伊賀地域全体の高等学校のあり方について、継続して検討します。あわせて、これまでの各校における進路指導の充実等の取組をさらに推進し、内容面の特色化・魅力化を図ります。

#### ○東紀州地域（P 30）

木本高等学校は1学年5学級規模以上、紀南高等学校は1学年2学級規模以上の学校として併置し、これまでの両校における進路指導の充実等の取組をさらに推進して、内容面の特色化・魅力化を図ります。また、将来的にこの規模が維持できなくなった場合は、両校を統合することとし、統合の進め方、統合後の学校のあり方等について、あらためて検討します。

## 8 今後の対応

県議会教育警察常任委員会で「県立高等学校活性化計画（仮称）」（中間案）を説明後、約1ヶ月間のパブリックコメントを経て最終案を策定します。その後、県議会教育警察常任委員会への説明や教育委員会での審議を行い、平成24年度末を目途に県立高等学校の活性化計画を策定し、公表します。

## 2 「みえの学力向上県民運動」について

### 1 基本方針の策定

#### (1) 「みえの学力向上県民運動推進会議」の開催

「第1回みえの学力向上県民運動推進会議」を10月15日に開催し、三重の子どもたちの学力や学習・生活の状況を踏まえ、子どもたちの学力向上に向けた学校、家庭、地域の取組方策について様々な視点から幅広く議論いただきました。

#### (2) 県民運動 基本方針の策定

「第1回みえの学力向上県民運動推進会議」での議論を踏まえ、

- ① 「主体的に学び行動する意欲」を育てること。
- ② 「学びと育ちの環境づくり」を進めること。
- ③ 「読書をとおした学び」を進めること。

の3点を取組の視点とする、「みえの学力向上県民運動 基本方針」（別紙1）を策定しました。

#### (3) 「みえの学力向上県民運動キックオフイベント」による発信

「みえの学力向上県民運動キックオフイベント」を11月2日に開催し、県民運動の基本方針を踏まえて作成した「みえの学力向上県民運動キックオフ宣言」

（別紙2）を、推進会議会長の内田淳正三重大学学長より、県民の皆様に発信いただきました。

## 2 県民運動の展開に向けて

基本方針に基づき、県民総参加による学力向上の取組を平成27年までの4年間で展開していきます。（取組の全体像は別紙3のとおり）

#### (1) 平成24年度の取組

- ・ 現在、県民運動の具体的な取組の推進に向け、各市町教育委員会への個別訪問や、市町や学校の担当者を集めて開催する「地域別学力向上推進会議」、「開かれた学校づくり推進協議会」などを通じ、基本方針の説明とともに、授業改善や開かれた学校づくりの取組についての意見交換や支援を行っています。
- ・ また、家庭や地域における県民運動の展開に向けて、PTA連合会や子育て支援団体、商工会議所等に、基本方針の趣旨や考え方を説明し、具体的な取組に向けて連携を図っていきます。

## (2) 平成25年度の取組

県民運動が、学校・家庭・地域が一体となった県民総参加の取組につながっていくよう、県民運動の趣旨等のさらなる普及・啓発に努めるとともに、基本方針の3つの視点に基づいた取組を進めていきます。

具体的には、

- ・「みえの学力向上県民運動推進会議」を年2回開催（予定）し、県民運動の取組状況や取組方策について、ご意見をいただき、取組の充実を図ります。
- ・県民運動のさらなる普及・啓発を図るため、推進会議の委員による広報・PR活動を進めるとともに、地域で開催される研修会等に委員を派遣します。
- ・子どもたちの学びを地域で支えていけるよう、「まなびのコーディネーター」が、地域の教育力を活用し「みえの学び場」づくりを進めます。
- ・学校図書館を活用した授業の充実を図るため、専門性の高い図書館司書を計画的に派遣し、担任と司書教諭の連携による授業を支援します。
- ・読書活動の広がりを促すため、家族で取り組む「ファミリー読書」を推進するとともに、学校図書館が子どもたちにとって居心地の良い学びの場となるよう、NPOの関係者等からなる「楽しい学校図書館サポート隊」によるブックトーク等の活動を行います。

# みえの学力向上県民運動 基本方針

平成 24 年 11 月

三重県・三重県教育委員会

## <基本理念>

激動の時代にあって、次世代を担う子どもたちには、自らの夢の実現を目指し、主体的に学び、自信と意欲、高い志を持って輝く未来を切り拓いていく力（自立する力）とともに、グローバルな視点を持って、他者との関わりの中で、共に支え合い、新しい社会を創造していく力（共に生きる力）が求められます。

子どもたちの大いなる可能性を引き出すとともに、強みを伸ばし支えていくことは、子どもに関わる全ての大人の役割と責任です。

学校、家庭、地域がそれぞれの役割を認識するとともに、県民一人ひとりが当事者意識を持ち、教育力を高めながら、一体となって子どもたちの学力を一層育んでいくため、平成 24 年度から 4 年間、「みえの学力向上県民運動」を実施します。

## <取組の視点>

みえの学力向上県民運動は、次の 3 点を取組の視点として進めます。

### 1. 「主体的に学び行動する意欲」を育てます。

子どもたちの学力の向上を図るため、基礎的・基本的な知識・技能の習得やそれらを活用する力の育成とともに、主体的に学び行動する意欲を育てます。

特に、実生活への知識・技能の活用や課題発見・解決力、コミュニケーション力といった「今、求められている力」を意識し、子どもたちの発達段階に応じた学ぶ喜び、わかる楽しさを実感させる授業改善等の取組を進めるとともに、夢や目標を持ち、失敗をおそれず難しいことにも挑戦する子どもたちを、県民が一丸となって育てます。

### 2. 「学びと育ちの環境づくり」を進めます。

子どもたちは社会全体で育まれていくものであるという考え方のもと、社会のあらゆる場で多様な主体が教育に取り組む「みえの学び場」づくりを進めます。

特に、三重の豊かな自然、文化、産業など、地域の多様な資源を最大限生かしながら、子どもたちが自己肯定感・自尊感情を持ち、安心して学び、生活できる環境づくりや、地域における子どもたちの居場所づくりなどに取り組みます。

また、家庭の教育力を高め、子どもたちの勉強時間の確保や規則正しい生活といった学習習慣、生活習慣を確立するとともに、地域による学習支援を進めるなど、地域ぐるみで子どもたちの学びと育ちを支えます。

### 3. 「読書をととした学び」を進めます。

読書は、知的活動（論理や思考）やコミュニケーション、感性・情緒の基盤をなす言語に関する能力を育む上で欠くことのできないものであり、子どもたちの生涯にわたる読書習慣を育成します。

特に、読書活動を通じて、子どもたちに言語に関する能力や豊かな心を育むとともに、全ての学年で言語活動を推進し、学校図書館等を活用した授業づくりを進めます。また、大人自身が率先して読書を行い、子どもたちとともに夢があふれる社会を創出します。

# 「みえの学力向上県民運動」



## キックオフ宣言

平成24年11月2日

激動の時代にあって、次世代を担う子どもたちには、自らの夢が実現できるようしっかりと学び、周囲の人たちと支え合いながら輝く未来を切り拓いていける力を身に付けることが求められています。

子どもたちの大いなる可能性を引き出し、強みを伸ばし育てていくことは、私たちすべての大人の役割であり、責任でもあります。

今ここに、私たち一人ひとりが主体的に活動し、子どもたちの輝く未来に向けて「みえの学力向上県民運動」に取り組んでいくことを宣言します。

### 1 子どもたちの「学びたい!」を応援します

子どもたちが自ら学びたいと思い、失敗をおそれずに夢や目標に向かって挑戦し、身に付けた知識等を活用して、自ら課題を解決できる力を育むよう、全力で応援します。

### 2 地域ぐるみで学びと育ちの環境づくりを行います

学校・家庭・地域が協力し、安心して学べる環境をつくり、子どもたちが自分を大切に、人を思いやる心を育みながら生活習慣や学習習慣を身に付けられるよう、地域ぐるみで子どもたちの学びと育ちを支えます。

### 3 読書を通じて子どもたちの感性や思考力を育みます

子どもたちが読書を通じて豊かな心と感性を育み、思考力やコミュニケーション力を育めるよう、大人も一緒になって読書活動を充実させていきます。

# みえの学力向上県民運動



## 《ねらい》

学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し、県民一人ひとりが当事者意識を持ち、教育力を高めながら、一体となって子どもたちの学力を育んでいく。

## 《子どもたちに育みたい力》

- 自らの夢の実現をめざし、失敗を恐れずに主体的に学び、自信と意欲、高い志を持って輝く未来を切り拓いていく力（自立する力）
- 他者とのかかわりの中で、共に支え合い、新しい社会を創造していく力（共に生きる力）

基本方針

### 取組の視点①

「主体的に学び行動する意欲」

#### 取組の柱

授業力の向上  
 ～学ぶ喜び、わかる楽しさ  
 を実感させる授業の創造～  
 ～夢や目標のもてる人づくり～

### 取組の視点②

「学びと育ちの環境づくり」

#### 取組の柱

家庭・地域の教育力の向上  
 ～多様な主体による  
 様々な学びの場づくり～

### 取組の視点③

「読書をとおした学び」

#### 取組の柱

読書活動の推進  
 ～読書をとおした  
 身近な学びの場づくり～

自己肯定感・自尊心

### 取組内容

#### 確かな学力を育む授業づくりの推進

- ・ 授業改善、教員研修の改善の推進
  - ・ 基礎基本の徹底
  - ・ コミュニケーション力や課題解決力等、「今、求められている力」を育成
  - ・ 客観的な検証に基づく組織的・継続的な改善
- ・ 効果的な少人数教育の充実
  - ・ 習熟度別の指導、協同的な学習 等

#### キャリア教育の充実

- ・ 学ぶ意欲を育む取組の総合的推進
  - ・ 郷土教育等、豊かな心や社会参画できる力を育む教育とも融合
  - ・ 子どもの学び場づくり  
 （まなびのコーディネーターによる支援）

### 取組内容

#### 開かれた学校づくりの推進

- ・ 学校の発信力の強化
  - ・ 学力向上の取組の発信
- ・ 安心して学べる学習環境づくり
  - ・ 一人ひとりが大切にされる学級経営
  - ・ 家庭・地域の教育力の活用

#### 子どもたちの学びを地域で支える

- ・ 保護者を手本とする家庭の教育力向上
  - ・ 生活習慣、学習習慣の確立
  - ・ 子育て支援ネットワーク
- ・ 地域資源を活かした地域の教育力向上
  - ・ 子ども学び場づくり  
 （まなびのコーディネーターによる支援）

### 取組内容

#### 言語活動の充実

- ・ 学校図書館等を活用した授業づくり
  - ・ 全ての教科等での言語活動の充実

#### 読書の環境整備・活動啓発・機会提供

- ・ 学校における読書活動の充実
  - ・ 学校図書館の整備
  - ・ 司書等の派遣、地域ボランティアとの連携
- ・ 読書をとおした家庭での対話増進
  - ・ ファミリー読書の推進（ノーテレビデー 等）
- ・ 地域の読書活動の充実
  - ・ 子ども学び場づくり  
 （まなびのコーディネーターによる支援）

学校

家庭・地域

みえの学び場



### 3 「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」（案）について

#### 1 経緯

「県立特別支援学校整備第二次実施計画」（平成22年11月策定）を踏まえ、特別支援学校の整備を進めてきましたが、児童生徒数の増による施設の狭隘化や防災面への配慮など、新たな課題が生じてきました。このことから、三重県教育改革推進会議第2部会において、同計画の改定について審議を行ってきました。

#### 2 改定の主な概要

##### （1）地域における課題への対応

###### ○東紀州地域

東紀州くろしお学園本校については、金山パイロットファーム地内での整備を進めます。なお、平成25年度から測量調査等を開始する予定です。

###### ○中勢、松阪、南勢志摩地域

松阪地域の特別支援学校（知的障がいに対応）については、三重中京大学の校地を活用して、整備を進めます。なお、平成25年度から地質調査と校舎設計を開始する予定です。

##### （2）新たな課題への対応（新たに以下の3点を追加）

###### ○くわな特別支援学校

児童生徒数の増加による教室不足に対応するため、校舎を増築し、平成26年9月の供用開始を目指します。

###### ○杉の子特別支援学校石薬師分校

生徒数の増加による教室不足に対応するため、校舎を増築し、平成26年9月の供用開始を目指します。

###### ○草の実リハビリテーションセンター及び小児心療センターあすなる学園の一体整備に伴う対応

城山特別支援学校草の実分校、津市立あすなる分校とともに、移転地に隣接する緑ヶ丘特別支援学校を併せて、新たな特別支援学校として再編し、病院開設に合わせ平成29年度の開校を目指します。

##### （3）その他

寄宿舎の整備については、関係者の理解を図りながら、特別支援学校の整備計画全体の中で総合的・計画的に、かつ慎重に検討を進めます。

#### 3 今後の対応

「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」につきましては、関係他部局等との調整を経た上で、平成25年度当初予算確定にあわせて、特別支援学校の整備年度を盛り込んでいきたいと考えています。



## 4 平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催について

### 1 全国高等学校総合体育大会の目的

昭和38年から開催されてきた全国高等学校総合体育大会は、高等学校教育の一環として高等学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、心身ともに健全な生徒を育成するとともに、スポーツマン精神の高揚と、お互いの親睦を図ることを目的としています。

### 2 大会概要

#### (1) 主催

(公財) 全国高等学校体育連盟、全国関係競技団体、開催県、開催県教育委員会、開催市町、開催市町教育委員会、新聞社

#### (2) 後援

文部科学省、(公財) 日本体育協会、日本放送協会、開催県体育協会、開催市町体育協会

#### (3) 平成30年度の開催

平成30年度全国高等学校総合体育大会は、本県を中心開催県として、東海ブロック4県(三重県、愛知県、静岡県、岐阜県)で開催する予定です。

なお、全国高等学校総合体育大会は、平成22年度までは各都道府県の単独開催で行われていましたが、平成23年度からは、全国を9ブロックに分けて、ブロック開催の形態で行われています。

#### 【平成23年度からの開催地】

年度	地区	ブロック	開催県 (◎は中心開催県)
H23	東	東北(北)	◎青森 秋田、岩手
H24	中	北信越	◎新潟 福井、長野、石川、富山
H25	西	九州(北)	◎大分 福岡、佐賀、長崎
H26	東	関東(南)	◎東京 山梨、千葉、神奈川
H27	中	近畿	◎和歌山 京都、滋賀、奈良、大阪、兵庫
H28	西	中国	◎岡山 鳥取、島根、広島、山口
H29	東	東北(南)	◎山形 宮城、福島
H30	中	東海	◎三重 愛知、静岡、岐阜

#### (4) 競技種目数

現在の開催競技種目数は29競技です。

平成26年度からは、新たに少林寺拳法が加わり、平成30年度の東海ブロック大会は、30競技種目の開催が見込まれています。(別紙参照)

### 3 総合開会式及び開催競技種目の割振りについて

総合開会式を中心開催県である本県で行うとともに、できる限り多くの競技種目を三重県で開催できるよう、東海3県との調整を進めていきます。

(参考：既開催ブロックの各競技種目数：◎は中心開催県)

平成23年度 東北ブロック	平成24年度 北信越ブロック
◎青森県 12競技	◎新潟県 13競技
○秋田県 11競技	○富山県 4競技
○岩手県 9競技	○石川県 4競技
○宮城県 1競技	○福井県 4競技
(別県開催のため4競技重複)	○長野県 4競技

### 4 開催種目及び開催地決定に向けたスケジュール

#### (1) 東海4県の確認事項

本年10月19日(金)に、東海各県教育委員会担当者、各県高等学校体育連盟理事長からなる「東海高体連問題検討委員会」が開催されました。

また、本年11月24日(土)には、各県教育委員会学校体育主管課長、各県高等学校体育連盟会長等からなる「東海高体連理事会」が開催されました。

これらの会議で、平成30年度全国高等学校総合体育大会についての意見交換が行われ、開催競技種目の割振りについては、中心開催県となる三重県の意向を尊重して今後の協議を進めていくことが確認されました。

#### (2) 今後のスケジュール

県教育委員会は、地域連携部スポーツ推進局、三重県高等学校体育連盟と連携し、市町や競技団体等の意向を確認しながら、愛知、静岡、岐阜の各県教育委員会、各県高等学校体育連盟と調整を進め、本県での開催種目案を平成25年度末までに作成する予定です。

その後、平成26年5月頃、「東海高体連理事会」において、各県開催種目を正式決定し、平成26年8月までに全国高等学校体育連盟に提出する予定です。

## 全国高等学校総合体育大会の開催競技(国体との比較を含む)

平成24年11月現在見込み

## ①全国高校総体の開催競技

No.	競技種目	高校総体	国体
1	陸上競技	○	○
2	水泳	○	○
3	バレーボール	○	○
4	バスケットボール	○	○
5	ハンドボール	○	○
6	サッカー	○	○
7	テニス	○	○
8	ソフトテニス	○	○
9	卓球	○	○
10	バドミントン	○	○
11	ソフトボール	○	○
12	ホッケー	○	○
13	柔道	○	○
14	剣道	○	○
15	相撲	○	○
16	空手道	○	○
17	弓道	○	○
18	なぎなた	○	○
19	(少林寺拳法)	○	—
20	フェンシング	○	○
21	アーチェリー	○	○
22	レスリング	○	○
23	ボクシング	○	○
24	ボート	○	○
25	カヌー	○	○
26	ヨット(セーリング)	○	○
27	体操競技	○	○
28	ウェイトリフティング	○	○
29	自転車競技	○	○
30	登山(山岳)	○	リード・ホルダリング

## ②国体のみ開催の競技(正式競技)

No.	競技種目	高校総体	国体
1	軟式野球	—	○
2	ラグビー	—	○
3	ボウリング	—	○
4	ゴルフ	—	○
5	ライフル射撃	—	○
6	クレー射撃	—	△ 隔年実施
7	銃剣道	—	△ 隔年実施
8	馬術	—	○
9	トライアスロン	—	○

## ③国体特別競技

No.	競技種目	高校総体	国体
1	高等学校野球	—	○

※軟式及び硬式

## ④国体公開競技(5競技)

No.	競技種目	高校総体	国体
1	綱引	—	○
2	武術太極拳	—	○
3	パワーリフティング	—	○
4	ゲートボール	—	○
5	グラウンド・ゴルフ	—	○

※「○」は、開催種目の対象になっていることを示す。

## 5 審議会等の審議状況（平成24年9月18日～平成24年11月19日）

（教育委員会）

### （1）三重県教育改革推進会議

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第2回第1部会
2 開催年月日	平成24年9月19日
3 委員	座長 山田 康彦 委員 太田 浩司 他7名 （出席者9名）
4 諮問事項	教員の資質の向上について
5 調査審議結果	<p>第1回第1部会（8月6日）の審議を踏まえ、教員の資質の向上について、前回に引き続き現状を踏まえた課題等について審議を深めるとともに、県教育委員会が提示した具体的な方策のイメージについて、意見交換を行いました。（主な意見）</p> <p>○現状を踏まえた課題等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長のマネジメントにより働きやすく風通しの良い職場が実現することによって、各年代の教員が持ち味を生かして交流し学びあう組織になるとともに、教員が研修に意欲的に参加することができるのではないか。</li> <li>・教員の力量を向上させるには、子どもたちとどう向き合うかなどの基本的な部分について、授業研究などを通じて教員間で共有することが必要ではないか。</li> </ul> <p>○具体的な方策のイメージについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修のあり方について、「どこで」「誰が主体で」「誰を対象に」など、現状を整理したうえで、検討すべきである。</li> <li>・各学校での研修のあり方をもっと工夫できないか。また研修で学んだことを実践で活用できるかが最も大事なことである。そのために一人ひとりの教員が取組のPDCAサイクルを回すことが重要ではないか。</li> </ul>
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第2回第2部会
2 開催年月日	平成24年11月5日
3 委員	座長 土肥 稔治 委員 稲垣 元美 他6名 (出席者8名)
4 諮問事項	「県立特別支援学校整備第二次実施計画」の改定及び「県立高等学校活性化計画(仮称)」の策定について
5 調査審議結果	<p>第1回第2部会(8月6日)の審議を踏まえ、「県立特別支援学校整備第二次実施計画」の改定について、議論を深め、第3回全体会(11月19日)に向けて意見の集約を行いました。</p> <p>また、「県立高等学校活性化計画(仮称)」の策定について審議を行いました。</p> <p>(主な意見)</p> <p>○「県立特別支援学校整備第二次実施計画」の改定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東紀州くろしお学園の整備について、地元の保護者等は建設場所が決まり喜んでいる。現場の意見を聴き、使いやすい施設にしてほしい。</li> <li>・盲学校、聾学校のあり方について、今回は改定されないようだが、年齢が小さいなどの理由で津にある学校に通えない子もいるので、地元の小学校への専門の先生の派遣等を検討してほしい。</li> </ul> <p>○「県立高等学校活性化計画(仮称)」の策定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな舞台で活躍できる人材を育成するための理数教育・英語教育の取組はたいへん良い。このような取組をさらに推進していくべきである。</li> <li>・大学等高等教育機関への進学希望が多い普通科において「生徒が学校を越えて共に学びながら切磋琢磨する機会を設ける」とあるが、多様な進路希望の生徒がいる普通科でも取り入れれば、生徒は刺激を得ることができるのではないか。</li> </ul>
6 備考	

1 審議会等の名称	第3回三重県教育改革推進会議
2 開催年月日	平成24年11月19日
3 委員	会 長 山田 康彦 副会長 向井 弘光 委 員 稲垣 元美 他14名（出席者17名）
4 諮問事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「県立特別支援学校整備第二次実施計画」の改定について</li> <li>・教員の資質の向上について</li> <li>・「県立高等学校活性化計画（仮称）」の改定について</li> </ul>
5 調査審議結果	<p>全体会では「県立特別支援学校整備第二次実施計画」の改定について審議を行い、引き続き、2つの部会でそれぞれのテーマ（教員の資質の向上、「県立高等学校活性化計画（仮称）」の改定）の審議を行いました。</p> <p>《全体会：「県立特別支援学校整備第二次実施計画」の改定》</p> <p>第2部会で2回審議を行ってきた「県立特別支援学校整備第二次実施計画」の改定について、さらに審議を深めました。主な意見は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あすなる学園に入院する児童生徒は、治療や支援の内容が多岐にわたるなど高度な専門的医療と個別の教育環境が必要となっていることから、発達支援を継続するには医療と教育の連携が重要であることを踏まえる旨の記述をしてほしい。</li> </ul> <p>《第1部会：教員の資質の向上》</p> <p>第1回（8月6日）及び第2回（9月19日）の意見を踏まえ、教員の資質の向上に係る県教育委員会としての見直しの視点及び基本方針をまとめ、それに基づく具体的方策のイメージを提示し、審議を行いました。主な意見は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教師の資質の向上を図るには、学校で働く環境を整えて職員満足度を上げることが必要であり、そのためには管理職のマネジメント力が重要となる。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針は理解できるが、授業力を向上するための切り口としてはいろいろな側面があるので、単に授業のハウツーさえつくればよいというものではないし、そういう誤解を与えてはいけない。</li> <li>・「わかる授業」「楽しい授業」の中身として「考える力や探究力をつける授業」という要素を入れるべきである。</li> </ul> <p>《第2部会：「県立高等学校活性化計画（仮称）」の策定》  「県立高等学校活性化計画（仮称）」について、第2回（11月5日）での意見を踏まえ、さらに審議を深めました。主な意見は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以前の案では抽象的な記述であったが、「活性化を進める」ことが明言できていると思う。</li> <li>・インターンシップについて、「どの学科においても、取組を拡充します」とあるが、様々な学校の状況を踏まえて検討してほしい。</li> <li>・「活性化計画」ができて、それをもとに高等学校の活性化を進めるにあたっては、市町等教育委員会との連携を大切にして取り組んでほしい。</li> </ul>
6 備考	<p>次回開催予定：全体会 平成25年2月4日  第4回第1部会 平成25年1月9日</p>

(2) 三重県教育職員特別免許状授与審査委員

1 審議会等の名称	三重県教育職員特別免許状授与審査委員
2 開催年月日	平成24年11月2日
3 委員	伊藤 ふじ子 内田 順子 太田 晴美 瀬古 久美子 曾我 隆清 的場 敏尚 八木 規夫 西世古 悌治 (出席者7名)
4 諮問事項	特別免許状の授与について
5 調査審議結果	<p>特別免許状制度は、教育職員免許法の規定に基づき、優れた知識や技能を有する社会人に、都道府県教育委員会が免許状を授与するものです。</p> <p>任命権者から推薦のあった特別免許状の教育職員検定申請2件について、審査を行いました。</p> <p>審査の結果、特別免許状を授与することが妥当である旨の意見書が、三重県教育委員会へ提出されました。</p>
6 備考	<p>次回開催日：予定なし</p> <p>今後の予定：</p> <p>平成24年12月末に特別免許状を授与予定</p>



(3) 三重県教育委員会指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	第3回 三重県教育委員会指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成24年10月12日
3 委員	委員長 時安 和行 委員長代理 前川 準一 他4名 (出席者6名)
4 諮問事項	指定管理候補者の選定について
5 調査審議結果	<p>(1) 三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理候補者については、申請団体から提出された提案書類及び及びヒアリング審査を実施し、採点を行った結果、総得点 3,000 点中 2,074 点となり、全員一致で公益財団法人三重県体育協会を指定管理候補者として選定されました。</p> <p>(2) 三重県立熊野少年自然の家の指定管理候補者については、申請団体から提出された提案書類及びヒアリング審査を実施し、採点を行った結果、総得点 3,000 点中 2,028 点となり、全員一致で有限会社熊野市観光公社を指定管理候補者として選定されました。</p> <p>(3) 主な意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鈴鹿青少年センターについては、これまでの実績で培った安全で安心した施設管理運営が期待できる。</li> <li>・熊野少年自然の家については、地域の特性を生かした多様な体験プログラム、主催事業の実施が期待できる。</li> <li>・両施設とも、今後、県立青少年教育施設として青少年教育の健全育成を図るため、地域外等多様な主体と連携する必要がある。</li> </ul>
6 備考	

(4) 三重県文化財保護審議会

1 審議会等の名称	三重県文化財保護審議会
2 開催年月日	平成24年11月12日
3 委員	会長 菅原 洋一 副会長 高倉 一紀 委員 林 良彦 他15名 (出席者13名)
4 諮問事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度社会教育・文化財保護課関係事業についての報告</li> <li>・三重県指定文化財の指定等に関する諮問</li> </ul>
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度社会教育・文化財保護関係事業及び上げ馬神事にかかる調査結果や海女習俗にかかる取組などについて、事務局から報告しました。</li> <li>・市町から推薦のあった県指定候補文化財7件の調査の可否について審議され、7件すべてについて、県指定文化財としての価値の有無について判断するための調査を実施することとなった。</li> </ul>
6 備考	次回開催日：平成25年2月頃 今後の予定：委員による調査の後、平成25年2月中旬に答申予定（一部、平成25年度に調査予定）